

とば子育て応援キャラクター ジュジュのデザインが 使用できます



ジュジュのデザインは、市民のみなさんも無料で使用できます。
子育てを応援する事業や各種印刷物、イベントなどに活用していただき、とばの子育て支援に親しみを感じながら地域社会全体で子育てを応援するイメージづくりが図られるよう役立てたいと考えています。

健康福祉課子育て支援室 ☎ 25 1184

●ジュジュって？

ジュジュは、地域ぐるみでの子育てがしやすくなるように、子育て支援事業の普及・啓発を目的として、平成22年度に市民公募の上決定されました。キャラクターのモチーフは、頭が鳥羽水族館で飼育されているジュゴン、スカートは真珠王御木本幸吉にちなんで、真珠があしらわれており、鳥羽市を象徴するものです。

現在は、市の印刷物に使用したり、キャラクターが保育所やイベント会場に出演するなどさまざまな機会を通じて、幅広く活用しています。

＜順守事項＞

デザイン使用の際は次の事項を守ってください。

- ①使用にあたっては、とば子育て応援キャラクター「ジュジュ」の使用に関する要綱を必ずお読みください。
- ②私的利用および営利を目的としてデザインを使用する場合は、申請書の提出が必要です。
- ③キャラクターの図柄は、とば子育て応援キャラクター「ジュジュ」デザインマニュアルに従って、適正に使用してください。
※要綱およびデザインマニュアルは、子育て支援室または市ホームページでご覧いただけます。



デザイン使用例

例1 私的利用

- ・自分の名刺にジュジュの画像を使用したい！
- ・イラストを刺繍した鞆を作りたい！
- ・自分のブログにイラストを使用したい！



このように個人的に使用し、営利目的でない場合は、私的利用となり、市へ届け出が必要です。申請書に必要事項を記載し、健康福祉課子育て支援室（保健福祉センターひだまり1階）へ持参または郵送してください。

※私的にジュジュのデザインが使用された印刷物などは市がその内容を保証するものではありません。

例2 営利目的

- ・イラストを使ったキーホルダーを作って販売したい！
- ・イベントでイラストをプリントしたお菓子を販売したい！

このような物品などの販売は営利目的となり、市の許可が必要です。申請書に必要事項を記載し、健康福祉課子育て支援室（保健福祉センターひだまり1階）へ持参または郵送してください。

市では、申請書受領後、申請内容を審査してデザイン使用の可否を決定します。

使用許可を受けた後、ジュジュのデザイン使用が可能となります。

※申請内容に変更が生じた場合は、別途、申請書を提出し、再度承認を得る必要があります。